

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産、役務等の特殊性等 当該工事は、官地内の引込管路を設計・施工する工事である。 無電柱化推進計画、岐阜県道路設計要領において、電線共同溝本体と需要者を結ぶ引込管路のうち官地内部分は道路管理者が施工し、引込管路の民地内部分は電線管理者が行うこととなっている。 引込管路は官地内から民地内まで連続する施設であることから、上下水道管やガス管等の構造物が複雑に絡む官民境界付近で、電線管理者の請負業者と道路管理者の請負業者が別々に分割施工することは、工程調整が困難であり、また施工性や経済性が劣るため、官地内の引込管路の施工は、官地内と民地内を合わせて一連の工事として施工する必要がある。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 上記1の当該工事の特殊性等を踏まえ、民地側への引込管路の施工者は電線管理者である中部電力（株）【現：中部電力パワーグリッド（株）】の1社しか施工できない。 当該区間の施工について確認したところ、中部電力パワーグリッド（株）から受託可能との回答を得た。 以上のことから中部電力パワーグリッド（株）が施工者として適切であるため、契約の相手方とする。 なお、県は中部電力パワーグリッド（株）と設計・施工に関して詳細事項を定め、業務の適正な処理と工事の円滑な遂行を図ることを目的に「電線共同溝方式における設備工事の受委託に関する覚書」を締結している。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。